

撤去・処分編

固定価格買取制度の創設により導入が進んだ太陽光発電施設は、制度の終了や太陽光パネルの寿命等により、2035年から2037年頃に大量廃棄されることが予想されています。

事業終了後に発電施設が放置されたり、不法投棄されるなどの懸念があるため、国では適切な撤去及び処分の対応策を検討しています。

1 適切な撤去・処分（リサイクル、リユース、廃棄）のための遵守事項

(1) 計画的な廃棄等費用の確保

出力10kW以上の太陽光発電施設は、FIT制度の調達価格に廃棄等費用（発電事業が終了した時点で必要となる、太陽光発電施設の解体・撤去及びそれに伴い発生する廃棄物の処理に係る費用）が含まれているため、事業計画策定の段階から必要な費用を算定し、計画的に確保してください。

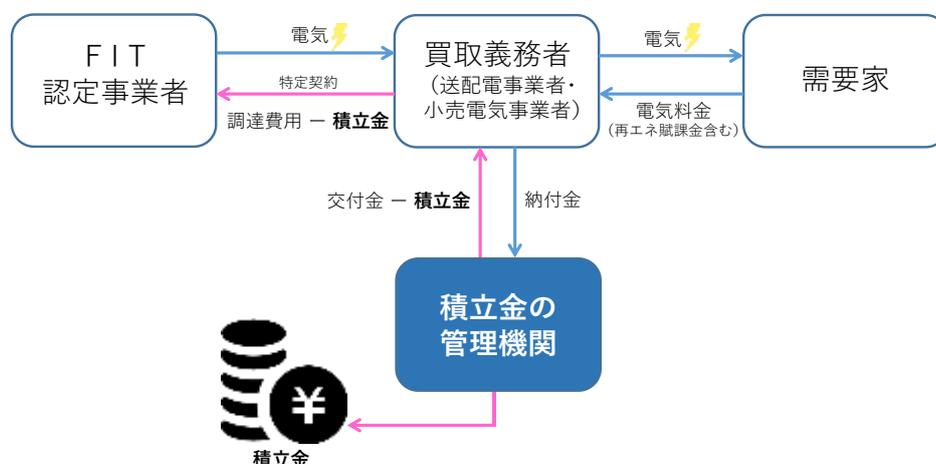
廃棄等費用の積み立てを担保する制度の検討

FIT制度において、廃棄等費用の積み立てが義務化されていますが、発電事業者が倒産した場合や売電収入が差し押さえられた場合に廃棄等費用の積立金や売電収入が債権者に回収されてしまい、資金確保が確実に行われたいのではないかと、という懸念が出ています。そのため、国では、廃棄等費用の積み立てを担保する制度の検討をしています。

具体的には、積立金の管理機関に認定事業者が廃棄等費用を源泉徴収的に外部積み立てを行う方向性で検討されています。廃棄等費用の資金確保を確実に行うという目的の制度のため、事業者が積立金を取り戻す際には、廃棄等が確実に実施されると見込まれる資料の事前提出や積立金の流用を防止するための措置を講ずることを求めるなどが検討されています。

なお、長期安定発電や資金確保に係る厳格な条件を満たす案件に限り、内部積み立ても認められる方向性で検討されています。

< 廃棄等費用外部積立制度の概要 >



(2) 有害物質の情報把握

太陽光パネルには鉛、セレンなどの有害物質が含まれているものがあります。どのような有害物質が含まれているのか把握し、撤去時に撤去業者に情報提供することが適切な処分に繋がります。そのため、太陽光パネルの製造・輸入販売事業者への照会やウェブで確認するなどにより、含まれる有害物質の情報を把握してください。

2 適正な撤去・処分の実施

事業終了後は、事業期間中に計画的に積み立てた廃棄等費用により、関係する法律等を遵守し、速やかに撤去及び処分をしてください。

(1) 事業終了後の速やかな撤去

事業を終了した発電施設は、火災や自然災害の被災などが無いよう、速やかに撤去してください。

撤去までの期間は、建築基準法の規定に適合するように適切に維持管理するほか、地域住民が発電施設に近づき感電することのないよう立入防止措置や、遮光シートで被って太陽光パネルが発電しないような措置等を講じてください。

また、撤去後の跡地については、植栽を行い緑化するなど、環境の保全に配慮してください。

(2) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）の遵守

一定規模（工事金額500万円）以上で行われる太陽光発電施設の解体等に関する工事における特定建設資材（コンクリート等）については、建設リサイクル法に基づき、施工方法に関する一定の技術基準に従い分別解体等が必要であり、分別解体等に伴って生じた特定建設資材は再資源化等を行うことが義務づけられています。

また、太陽光パネル等については特定建設資材には該当しませんが、建設リサイクル法の基本方針においては、再資源化等が可能なものについてはできる限り分別解体等を実施すること、分別解体過程において有害物質等の発生抑制を行うこと及び大気中への拡散又は飛散を防止することに努めることが求められているため、同法に沿った対応が必要です。

(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）の遵守

使用済みの太陽光パネル・架台等を廃棄する場合は、廃棄物処理法に基づく排出者責任の下で適正処理が義務づけられていますので、法令に沿った対応が必要です。

- ① 発電設備の撤去及び廃棄を自ら行う場合は、廃棄物処理法における産業廃棄物処理に係る規定を遵守し、産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者への委託、適正な対価の支払、廃棄物の情報提供、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付等を行ってください。
- ② 発電施設の廃棄を含む撤去（解体工事）を発注する場合は、廃棄物処理法における産業廃棄物処理に係る規定の遵守は、直接当該解体工事を請け負う排出事業者の義務となりますが、発注先の排出事業者において、適切な産業廃棄物の処理体制が構築されていることを太陽光発電事業者が予め確認するようにしてください。
- ③ パネルに含まれる有害物質等の情報については、太陽光パネルの製造・輸入販売事業者等への照会やウェブで確認し把握しておく必要がある。

ることは前述のとおりですが、把握した情報を確実に解体工事事業者へ情報提供してください。

なお、適正処理のために必要な情報提供をするに当たっては、(一社)太陽光発電協会が策定した「**使用済太陽電池モジュールの適正処理に資する情報提供のガイドライン**」を参考にしてください。

(4) 環境省のガイドラインに従った適切な撤去・処分

環境省では「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」を策定していますので、撤去及び処分に際しては、同ガイドラインに従い、リサイクルや廃棄等を適正に行ってください。